

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊警第728号

令和2年7月7日

熊本県警察職員情報総合管理システムに係る関係事務の専決について(通達)見出しのことについては、熊本県警察職員情報総合管理システム(以下「職員情報システム」という。)の運用開始に伴い事務の合理化を図るため、下記のとおり、関係事務について専決できることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 専決事項

(1) システム総括責任者の事務

「熊本県警察職員情報総合管理システム運用要領の制定について(通達)」(令和2年6月26日付け熊警第685号)に規定するシステム総括責任者(警務部長)へのアクセス権の申請に係る承認については、業務管理責任者(業務主管課長)が専決できるものとする。

(2) 所属長の事務

本県警察における服務関係規程に規定する所属長(警察本部の課長、所長、隊長、警察学校長及び警察署長をいう。)の事務のうち、次に掲げるものについては、次席、副隊長、副校長又は副署長が専決できるものとする。

ア 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第11条に定める休暇の承認に関すること。

イ 私事旅行の届出の受理及び私事旅行の承認に関すること。

ウ 欠勤の届出の受理に関すること。

エ 職務に専念する義務の免除の承認に関すること。

ただし、熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年人事委員会規則第12号)第2条第2号、第3号及び第9号(別に定めるものを除く。)の事由により職務に専念する義務の免除を申請する場合を除く。

2 適用日

令和2年7月1日